

新潟県における障害者支援施設等での面会実施の考え方

■障害者支援施設等での対面による面会実施については、県内の警報等の発令状況に応じて以下のとおりご対応ください。

県内の警報等の発令状況	平 時	警 報	特別警報
施設等の対応	<p>施設所在地域・面会希望者の居住地域における感染状況や、入所者及び面会希望者のワクチン接種状況等を踏まえ、<u>管理者が制限の程度を判断。</u></p>	<p>やむを得ない場合を除き、基礎疾患のある又は高齢（65歳以上）の入所者とご家族等の対面による面会は極力制限する。</p> <p>ただし、施設所在地域・面会希望者の居住地域における感染状況を踏まえつつ、以下の①～③の要件をすべて満たす場合は制限の対象としない。</p> <p>① 入所者及び面会希望者がワクチン接種を2回完了し、かつ、接種後2週間以上経過していること。</p> <p>② 面会実施スペースにおいて、入所者及び面会希望者の間にパーティション等を設置していること。</p> <p>③ 入所者及び面会希望者双方が身体に接触しないこと。</p>	

※ 面会を実施する際は、ワクチン未接種の入所者に対する感染防御について、十分に配慮してください。

なお、面会を実施する場合は、以下の留意事項も踏まえ、感染防止対策を行った上で実施してください。

（「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」（令和2年10月15日付け厚生労働省事務連絡）より一部抜粋）

（留意事項）

- 面会者に対して、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には面会を断ること。
- 面会者がのどの痛み、咳、倦怠感、下痢、嗅覚・味覚障害等の感染症が疑われる症状を有する場合やその他体調不調を訴える場合には面会を断ること。
- 感染者が発生した場合に積極的疫学調査への協力が可能となるよう以下の事項を記録しておくこと。
 - ・ 面会者の氏名
 - ・ 面会者の来訪日時
 - ・ 面会者の連絡先
 - ・ 感染者との濃厚接触者でないこと。
 - ・ 同居家族や身近な方に、発熱や咳・咽頭痛などの症状がないこと。
 - ・ 過去2週間以内に感染者、感染の疑いがある者との接触がないこと。
 - ・ 過去2週間以内に発熱等の症状がないこと。
 - ・ 過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航歴がないこと。
 - ・ その他施設が必要と認める事項
- 面会者には、面会時間を通じてマスク着用、面会前後の手指消毒を求めること。
- 面会者の手指や、飛沫等が入所者の目、鼻、口に触れないように配慮すること。
- 寝たきりや看取り期以外の場合は、居室での面会は避け、換気可能な別室で行うこと。
- 面会場所での飲食は可能な限り控えること。大声での会話は控えること。
- 面会者は施設内のトイレを極力使用しないようにすること。やむを得ず使用した場合はトイレのドアノブも含め清掃及び必要に応じて消毒を行うこと。
- 面会時間は最小限とし、1日あたりの面会回数を制限すること。
- 面会後は、必要に応じて面会者が使用した机、椅子、ドアノブ等の清掃又は消毒を行うこと。

※ 上記によらず、施設管理者の判断により、オンライン面会等の非対面型の面会を実施していただくことは可能です。
その場合も感染防止対策を徹底した上で実施して下さるようお願いいたします。